

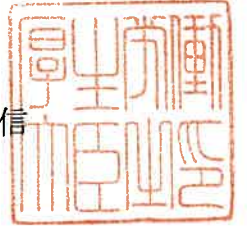
厚生労働省発開1130第1号

令和4年11月30日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 認定職業訓練実施基本奨励金の支給基準に係る特例の延長

令和三年十二月二十一日から令和七年三月三十一日までの間に開始した情報処理分野に係る認定職業訓練であつて厚生労働省人材開発統括官（以下「人開官」という。）が定めるものを実施した場合の認定職業訓練実施基本奨励金の支給について、特定求職者等一人につき一万円又は二万円を上乗せして支給する特例の期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。

第二 認定職業訓練実施基本奨励金の支給基準に係る特例の新設

この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から令和九年三月三十一日までの間に開始した情報通信分野に係る認定職業訓練であつて人開官が定めるものを実施した場合の認定職業訓練実施基本奨励金の支給について、特定求職者等一人につき一万円を上乗せして支給するものとする。

第三 実習促進奨励金の支給に係る特例の新設

施行日から令和九年三月三十一日までの間に開始した情報処理分野又は情報通信分野に係る実習を含む認定職業訓練であつて人開官が定めるものを実施した場合は、特定求職者等一人につき二万円を実習促進

奨励金として支給するものとする。

第四 情報通信機器整備奨励金の支給に係る特例の新設

施行日から令和九年三月三十一日までの間に開始した実施日が特定されていない科目を含む情報処理分野又は情報通信分野に係る特定求職者等が受講することを容易にするための措置が講じられた認定職業訓練であつて人開官が定めるものを実施した場合は、その措置に要した経費について、一の基本奨励金支給単位期間について特定求職者等一人につき一万五千円を限度に情報通信機器整備奨励金として支給するものとする。

第五 施行期日等

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。